

中川区ユニバーサルスポーツ用具貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめるユニバーサルスポーツを市民が気軽に親しめる機会をつくるために、中川区が所有するユニバーサルスポーツ用具（以下「用具」という。）の貸出方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象)

第2条 貸出の対象は次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 中川区内在住の者
- (2) 中川区内在勤または在学の者
- (3) 地域力推進課長が特に必要であると認めた者

(貸出の不承認)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、用具の貸出を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- (2) 宗教的活動のための利用と認められる場合
- (3) 政治的活動のための利用と認められる場合
- (4) 営利を目的とする利用と認められる場合
- (5) その他地域力推進課長が使用を不相当と認める場合

(貸出用具)

第4条 貸出の対象となる用具は別表のとおりとし、セット単位で貸し出すものとする。

(貸出期間)

第5条 用具の貸出期間は原則 7 日以内とする。ただし、地域力推進課長が特別の事由があると認めた場合はこの限りでない。

(貸出料金)

第6条 貸出料金は無料とする。

(申込方法)

第7条 貸出を希望する者は、事前に貸出状況を確認のうえ、ユニバーサルスポーツ用具貸出申込書（以下「申込書」という。）の提出又は中川区が指定

する電子システムによる申請（以下「電子システム」という。）によりユニバーサルスポーツ用具貸出の申込みをしなければならない。ただし、地域力推進課長が特別の事由があると認めた場合はこの限りでない。

- 2 申込書の提出又は電子システムによる申請は、借用日の1年前（その日が名古屋市の休日を定める条例（平成3年条例第36号）第2条第1項各号に掲げる日（以下「閉庁日」という。）のときはその直後の日）から前日（その日が閉庁日のときは閉庁日でない直前の日）までの間に行わなければならない。ただし、地域力推進課長が特別の事由があると認めた場合はこの限りでない。
- 3 申込書の提出は、閉庁日を除く日の午前8時45分から午後5時15分までの間に中川区役所地域力推進課（以下「地域力推進課」という。）へ提出しなければならない。ただし、電子申請システムによる申請はこの限りでない。
- 4 申込書の提出又は電子システムによる申請は、先着順に受け付けるものとする。

（貸出及び返却時間）

第8条 貸出及び返却は、地域力推進課に来庁し、閉庁日を除く日の午前8時45分から午後5時15分までの間に行わなければならない。

（借用者の遵守事項）

第9条 用具を借りて使用する者（以下「借用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 用具を適正に使用し、常に善良なる管理者の注意をもって維持、管理、保管しなければならない。
- (2) 用具を第三者に転貸し、又は使用する権利を第三者に譲渡し、若しくはその権利を担保に供してはならない。
- (3) 用具を目的外の用途に使用してはならない。
- (4) ポッチャの用具は屋内で使用しなければならない。
- (5) モルックの用具を屋内で使用する場合はモルックバンパーを付けたまま使用しなければならない。また、屋外で使用する場合は、モルックバンパーを外して使用しなければならない。
- (6) モルックの用具は器具の破損及び事故防止のため、アスファルト等の硬い地面で使用してはならない。
- (7) 用具を返却する際は、ユニバーサルスポーツ用具返却チェックシートを記入し、貸出し時の状態で返却しなければならない。

（承認の取り消し又は変更）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、貸出の承認を取消し、又は変更することができる。ただし、この場合において借用者に損失が生じても、中川区はその補償はしないものとする。

- (1) 中川区において用具を公用若しくは公共用に供するために必要が生じたとき。
- (2) 借用者において承認条件に違反する行為があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第11条 借用者は、第5条に定める貸付期間が経過したとき又は前条の規定により承認を取り消し、若しくは変更されたときは、自己の負担により中川区が指定する期日までに用具を原状に回復して返還しなければならない。ただし、地域力推進課長が特別の事由があると認めた場合はこの限りでない。

(損害の賠償)

第12条 借用者は、用具を紛失、損傷、破損又は滅失等用具に損害を与えた場合は、用具を原状に回復しなければならない。ただし、地域力推進課長が特別の事由があると認めた場合はこの限りではない。

- 2 借用者は、用具に起因して第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(経費等の負担)

第13条 借用者は、搬入搬出にかかる経費、用具の維持又は保存のため通常必要とされる経費を負担しなければならない。

(損失補償)

第14条 借用者は、第10条の承認の取消し又は変更により、借用者に損害が生ずる場合でも、その補償を請求できない。

(免責)

第15条 中川区は、用具の使用に伴い生じた使用者及び第三者への損害について、区の責めに帰すべき場合を除き、一切の責任を負わない。

- 2 用具の使用にあたっては、借用者と第三者との間に生じた紛争は、当事者間において責任を持って解決しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、地域力推進課長が別に定める。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則 令和6年4月1日区役所組織変更に伴い、地域力推進室を地域力推課に、地域力推進室長を地域力推課長に変更し、同日より施行する。

附則 第9条(5)を変更し令和6年4月1日より施行する。

附則 この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

別表

用具名	数量	単位	内容	
ポッチャ	ポッチャセット	2	セット	ボール13（白1、赤6、青6） 審判用具（パドル1、キャリバー大中小各1、メジャー1） ターゲットマット1 収納用バッグ1
	ミニポッチャセット	2	セット	ボール13（白1、赤6、青6） ターゲットマット1 収納袋1
	ハーフコートマット（ポッチャ）	1	セット	ハーフコートマット1 収納用バッグ1
フライングディスク	フライングディスクセット	1	セット	ディスク10 アキュラシーゴール1 フラッグ1 アシスタントライン2 専用キャリーバッグ1
モルック	モルックセット	10	セット	モルック棒1 スキットル12 モルックカーラー1 モルックバンパー12 得点板1